

12/17 受領

平成22年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 五ノ井 善成
平成22年(ネ)第6032号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・静岡地方裁判所浜
松支部平成21年(ワ)第540号)

口頭弁論終結日 平成22年11月24日

判 決

静岡県

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

[Redacted]

瀧 康 暢

西 川 美 穂

望 月 直 子

武 川 真 弓

丹 羽 加 奈 絵

鈴 木 含 美

小 出 智 加

東京都港区赤坂五丁目2番20号

被 控 訴 人

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

同 上

新生フィナンシャル株式会社

梅 田 正 太

二 川 裕 之

鈴 木 洋 平

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、65万2569円及びうち40万4461円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の第2項及び第3項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、貸金業者である被控訴人との間で、継続的に金銭の借入れと弁済を繰り返し、原判決別紙1記載のとおり取引をしたところ、これらの取引について、利息制限法1条1項所定の金額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、既に借入金残高がなく過払金が発生しており、かつ、被控訴人は上記過払金となる弁済の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、被控訴人に対し、不当利得により、上記過払金並びに取引終了日までに発生した民法704条前段所定の法定利息及び上記過払金に対する取引終了日の翌日から支払済みまでの同条前段所定の法定利息の支払を求める事案であるところ、控訴人は、被控訴人から取引履歴が開示されなかった昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの取引については、原判決別紙1記載のとおり取引があったことを証拠及び弁論の全趣旨により推認すべきこと、仮に推認することができないとしても、上記期間に係る取引履歴（以下「本件取引履歴」という。）は、被控訴人によって、控訴人による利用を妨げる目的で破棄されたものであるから、控訴人の主張につき民事訴訟法224条2項及び3項による真実擬制がされるべきであると主張した。

なお、控訴人は、当初、株式会社レイクと取引をしていたところ、同社は、平成10年11月2日、ジー・イー・コンシューマー・クレジット株式会社に営業譲渡をし、同社は、平成14年12月2日、GEコンシューマー・クレジット有限会社に吸収合併され、同社は、平成15年10月1日、GEコンシューマー・ファイナンス株式会社に吸収合併され、同社は、平成21年4月8日、新生フィナンシャル株式会社に商号を変更した。

- 2 原判決は、原判決別紙1記載のとおり取引を証拠上認めることはできない

し、民事訴訟法224条2項の定める目的も認められないから真実擬制もできないとして、原判決別紙2記載のとおり、被控訴人が開示した最初の取引日の冒頭残高を0円とする推計計算をし、控訴人の請求を一部認容し、その余を棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 3 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実」中、「【当事者の主張】」の第1及び第2記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の請求は、すべて理由があると判断する。その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「理由」中の第1記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

- 1(1) 原判決書7頁20行目の「主張し、」の次に、次のとおり加える。

「その根拠について、昭和60年3月2日から平成5年10月31日までの取引について、月1万4000円を返済しながら中断なく取引を継続し、被控訴人の計算上、昭和63年6月8日時点で23万3705円、平成5年10月31日時点で20万0508円の貸付残高となるように調整した数値をもって推計値としたことを説明し、」

- (2) 同頁22行目の冒頭から8頁10行目の末尾までを次のとおり改める。

「そして、証拠(甲1, 2, 52)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、昭和60年3月2日、被控訴人との間で、極度額30万円の範囲内で継続的に金銭消費貸借をする旨の合意(以下「60年契約」という。)をした。(甲2〔1枚目〕)

イ 控訴人は、昭和63年6月8日、被控訴人との間で、60年契約に係る同日現在の貸付残高が被控訴人の計算上23万3705円であることを確認の上、同契約を更新し、限度額30万円、元利定額リボルビング方式に

より月1万4000円以上の返済をする旨の合意（以下「63年契約」という。）をし、30万円の借入れをした。（甲2〔1枚目〕、甲52）

ウ 控訴人は、平成5年10月31日、被控訴人に対し、1万4000円を返済し、63年契約に係る貸付残高が被控訴人の計算上20万0508円になった。控訴人は、平成5年10月から平成6年1月まで、被控訴人に対し、月1万4000円を返済した。（甲1）

エ 控訴人は、平成6年2月1日、被控訴人との間で、63年契約に係る同日現在の貸付残高が被控訴人の計算上29万9453円であることを確認の上、同契約による限度額30万円を40万円に、月額返済額を1万9000円に変更する旨の合意（以下「2月1日契約」という。）をした。被控訴人は、契約内容を変更するに際し、控訴人の運転免許証及び源泉徴収票を確認した。（甲2〔2枚目〕）

オ 控訴人は、平成6年2月15日、被控訴人との間で、2月1日契約に係る貸付残高が被控訴人の計算上40万円であることを確認の上、同契約による限度額40万円を50万円、月額返済額を借入残高に対応する額に変更する旨の合意（以下「2月15日契約」という。）をした。（甲2〔3枚目〕）

カ 被控訴人は、「貸金業規制法第19条に基づく帳簿の一部」として、63年契約、2月1日契約及び2月15日契約に係る契約内容を記載した書面を保管していた（甲2）。

これらの認定に係る60年契約、63年契約、2月1日契約の各内容、昭和63年6月8日及び平成5年10月31日の各残高の状況から、控訴人及び被控訴人の間において、昭和60年3月から平成5年10月31日までの間、取引が中断なく継続していたことが認められ、さらに、平成5年10月から平成6年1月までの返済状況、2月1日契約及び2月15日契約による限度額に係る更新実績を併せ考えると、控訴人の主張する推計値をもって一

つのあり得る合理的な推測ということは可能であるが、平成5年10月31日時点における冒頭残高0円の推計計算を超えて、具体的な個々の借入時期及び借入額などを認定するには足りず、推計値全体を合理的な疑いを容れないものとして認定するには至らないというべきである。」

2 8頁12行目の冒頭から同頁26行目の末尾までを次のとおり改める。

「ア 証拠(乙1ないし9〔枝番を含む。])及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、被控訴人と平成13年11月16日に最終の取引をしたところ、被控訴人は、平成14年に、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、法令解釈等を検討した結果、取引履歴の保存期間を10年間とする社内方針を策定し、平成4年12月31日までの取引関係のデータを平成15年1月1日から一気に消去し、それ以降、毎月、10年が経過した該当月のデータを消去する運用を平成15年9月まで続け、その結果、同月において顧客との取引から10年が経過した平成5年9月分までのデータの消去(以下「本件廃棄行為」という。)がされ、その消去されたデータの中には、被控訴人と控訴人の昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの本件取引履歴が含まれていたことが認められる。そこで、被控訴人による本件取引履歴の破棄が、民事訴訟法224条2項にいう「相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ」たことになるかを検討する。

イ 真実擬制の前提となる文書は、それが存在すれば、民事訴訟法220条の提出義務の対象となり得るものであることが必要であるところ、本件取引履歴は、控訴人と被控訴人との間の継続的金銭消費貸借契約に基づく借入れ及び返済を記録した文書であり、挙証者である控訴人と、文書の所持者である被控訴人との間の法律関係について作成されたものとして同法220条3号後段所定の法律関係文書に該当するため、それが存在している限り、被控訴人に提出義務がある文書に当たる。

もつとも、そもそも文書の所持者は、一般的に、将来予想される自己に対する訴訟提起に備え、その訴え提起をするであろう者のために証拠方法となり得るあらゆる文書を保管し維持すべき義務を負うものではないというべきであるから、同法224条2項の対象となる文書は、法令、契約若しくはその付随的義務に基づき保管義務を負う文書、又は当事者間の現在する紛争若しくは将来予測される紛争との関係において、信義則上、保存義務が認められる文書に限定されると解すべきである。

ウ そこで、本件取引履歴には、保存義務が存在したかを見る。

(ア) 本件廃棄行為時の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）17条1項違反

控訴人は、施行規則17条1項の「貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済日…から少なくとも3年間保存しなければならない。」との規定文言からは、包括契約の保存期間の起算点は、包括契約終了時であり、個々の取引の終了時ではないことは明らかであるとして、同項違反を主張し、被控訴人は、「最終の返済日」につき、個々の消費貸借契約と同列に解し、リボルビング契約が更新等される限り最終の返済期日は到来せず、保管義務が事実上半永久的なものとなるといった解釈を採用していなかったものであり、本件取引履歴の廃棄は保管義務違反にならないと考えていた旨主張する。

そこで検討するに、本件廃棄行為時の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）19条の帳簿の備付けに関する施行規則16条1項3号は、同法19条所定の帳簿には、「貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る」受領金額、充当の内訳、受領年月日、残債務額等を帳簿に記載する義務を規定しており（平成12年6月1日施行の改正により、「過去3年間のものに限る」とする限定が削除された。）、施行規則17条1項は、「貸付けの契約ごと

に、当該契約に定められた最終の返済日…から少なくとも3年間保存しなければならない。」と定めていたところ、貸金業法19条の趣旨は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、利用者の保護を図る目的の一環として、継続的に業務の内容を記録、保存して貸金業の業務の運営の適正化を図るとともに、貸付けに関する紛争を将来にわたって未然に防止し、又は発生した紛争を速やかに解決することを図るというものであるから、「貸付けの契約」については、個々の貸付けに係る基本契約を意味し、基本契約が更新された場合には、更新前の契約についても、更新後の契約と一体のものと解すべきものである。そうすると、更新前の基本契約に基づく貸付債権に係る取引履歴も更新後の基本契約に係る最終の返済日から3年間保存しなければならないことになるから、平成15年1月から9月にかけて、平成13年11月16日まで継続された本件取引に係る本件取引履歴を廃棄した本件廃棄行為は、施行規則17条1項に基づく保管義務に違反するものである。

なお、被控訴人は、施行規則17条1項にいう「最終の返済日」には、基本契約を切り替えた日を含む旨主張するが、同条項の上記趣旨に照らして採用することができない。

(イ) 本件廃棄行為時の商法（以下「旧商法」という。）36条1項、2項違反

控訴人は、旧商法36条1項及び2項は、商人に対し、商業帳簿の作成を義務付けるとともに、帳簿閉鎖の時より10年間、商業帳簿及びその営業に関する重要な資料を保存すべき義務を定めており、その保存期間は、帳簿の使用を廃止した時点から起算されると解すべきところ、取引履歴はこれに当たり、取引が継続している限り保存期間が満了することはない旨主張する。

しかし、商業帳簿とは、商人がその財政状態又は経営成績を明らかにす

るために作成する帳簿ないし書類を指称するのであって、単に金銭や物品の授受の証拠のために作成されたにすぎないものは商業帳簿とはいえないところ、貸金業法19条の趣旨は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、利用者の保護を図る目的の一環として、継続的に業務の内容を記録、保存して貸金業の業務の運営の適正化を図り、貸付けに関する紛争を将来にわたって未然に防止するというものであり、その保存期間を3年と定め、旧商法36条を準用していないことから、貸金業法19条に基づき作成される取引履歴は、特に商業帳簿として作成する目的を貸金業者が有していない限り、商業帳簿と見ることはできない。そして、本件において、被控訴人が本件取引履歴を商業帳簿として作成したことを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 信義則上の保存義務違反

被控訴人は、平成15年当時、多数の過払金返還訴訟を提起されて応訴し、その中で取引履歴の開示を文書提出命令により命じられていたこと(甲7ないし35, 37, 39, 78ないし80)、社会的な状況としても、本件廃棄行為時の特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律10条は、特定調停の当事者につき、任意に保管し又は保存義務に基づき保管している取引履歴等により債権又は債務の発生原因及び内容、弁済等による債権又は債務の内容の変更等に関する事実を明らかにすべき責務を規定し、このことを前提とする実務運用がされていたことや、過払金返還訴訟が年々増加しつつあったこと(顕著な事実)から、以後も多くの顧客が過払金の返還を求め、話合いがまとまらなければ訴訟の提起又は特定調停の申立てをするであろうことは当然に予測することができたといえ、しかも、過払金の清算も終えて初めて被控訴人と顧客との間の継続的な金銭消費貸借取引が実質的に終了することも、被控訴人において当然に認識可能なものであったというべきである。そうすると、被控訴人には、信義則

上の保存義務が存在したものとといわなければならないから、本件廃棄行為は、信義則に基づく保管義務に違反するものである。

(エ) 前記イ、ウ(ア)及びウ(ウ)によれば、被控訴人は、貸金業法19条、施行規則17条の定める保存義務及び信義則上の保存義務に違反して本件取引履歴を廃棄したものと認められる。

エ(ア) ここで、本件取引履歴を破棄した被控訴人について、「相手方の使用を妨げる目的」の存否を見るに、「相手方の使用を妨げる目的」とは、訴訟上書証として用いることを妨害することを意味し、証明に用いる者を特定してはつきり意識していることや、使用を妨げる目的を具体的に認識していることまでは必要でなく、将来誰かとの間に紛争を生じた場合、当該文書が存在しては自己の不利益になるかも知れないと考える程度でも足り、他の目的と併存していることも差し支えなく、また、故意と同視すべき重大な過失により証明妨害の結果を招来した場合も「相手方の使用を妨げる目的」があったと同視することができるものと解すべきであり、保存期間の満了前に文書を廃棄し、その使用を不可能とした場合には、特段の事情がない限り、文書の保存義務者が相手方の使用を妨げる目的で、その使用を不可能にしたものと推認するのが相当である。

そして、本件において、被控訴人は、保存期間の満了前に文書を廃棄しその使用を不可能としているにとどまらず、前記認定のとおり、平成15年当時、多数の過払金返還訴訟を提起されて応訴し、その中で取引履歴の開示を文書提出命令により命じられていたこと、過払金返還訴訟が増加しつつあったことに加えて、証拠(甲79, 80)及び弁論の全趣旨により、本件の控訴人との関係ではないが、現に過払金の返還に関する紛争が発生したり、訴訟が係属しているまさにその相手方当事者に係る取引履歴をも廃棄していることが認められることを併せ考慮すると、上記特段の事情を認めることはできず、被控訴人による本件取引履歴を含めた取引履歴の廃

棄は、前記認定のとおり、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点ないし目的があったことも認められるものではあるが、同時に、現に提起され、又は将来提起されることが予想される過払金返還訴訟の相手方による使用を妨げ、過払金の返還を免れるという確固たる目的が併存していたものと推認することができる。このことは、当時、取引履歴の開示を求める文書提出命令の申立てを却下した裁判例が存在したことをもって左右されるものではない。

なお、本件取引履歴を含めた取引履歴の廃棄について、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の目的が合理的なものとして認定することができるということは、他の併存する目的が存在しないことを意味するものではあり得ない。

(イ) この点について、被控訴人は、近畿財務局に対する照会をした結果として、本件取引履歴を廃棄する際に保存義務違反になるとの認識を有しておらず、最高裁判所平成17年7月19日判決(民集59巻6号1783頁。以下「最高裁判所平成17年判決」という。)が出されるまで開示義務の対象となる文書とも考えていなかったものであり、そのような認識を持つに至ったことについてやむを得ない事情があった旨主張するところ、確かに、平成15年1月時点において、「貸付けの契約」については、被控訴人のような解釈が全く許されないことが自明である訳でなく、監督行政庁により一定の解釈が示されていたものでもないところ、かえって、近畿財務局は、調査嘱託に対し、被控訴人による「取引履歴の保管期間の社内規程がなく、調査の結果、商法の商業帳簿の保有などの最長が10年であることから、平成15年1月から取引履歴のテープによる保管期間を最長10年と定め、10年を経過したものは消去していく」旨の口頭説明に対し、「貸金業の規制等に関する法律に基づく同法施行規則第17条1項に基づき、同法第19条の帳簿である取引履歴を完済後から少なくとも3年間の保存

義務は遵守するように指導を行ったが、貸金業の規制等に関する法律以外の他の法律に基づく社内取扱いに関することは、当局が了解等をする立場にないことから、了解したという事実はない。」(乙1の1, 2)と回答しており、これを承けて、被控訴人において貸金業法及びその附属法令上の問題がないと認識したことが認められ、金融庁の担当官が、施行規則17条の解釈について、被控訴人の解釈と異なる解釈を取るべきことを明らかにしたのは平成15年10月のことであるから、被控訴人において、個々の取引から起算して10年を超えた時点から順次廃棄することが貸金業法及び施行規則に違反することを認識していたこと及び認識すべきであったことまでは認めることができず、ひいては、被控訴人に施行規則17条1項の定める保管義務に違反して本件取引履歴を廃棄するとの故意又は過失を認めることはできない。

しかし、このことは、信義則上の保管義務を解消する事由とはなり得ないだけでなく、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の目的と併存した相手方の使用を妨げる目的の認定に影響するものでもない。

(ウ) また、被控訴人は、取引履歴の開示義務の有無を問題とし、平成15年1月当時、大阪高等裁判所平成13年3月21日判決(消費者法ニュースNo. 47号45頁)、東京高等裁判所平成14年3月26日判決(判例時報1780号98頁)等の取引履歴の開示義務を認めた下級審裁判所の裁判例が存在した反面、大阪高等裁判所平成13年1月26日判決(金融商事判例1129号26頁)のように開示義務を否定する下級審裁判例が存在し、最高裁判所平成17年判決により、貸金業者に金銭消費貸借契約上の付随義務として取引履歴の開示義務が認められるとされ、この点の解釈上の争いが解決したことは被控訴人の主張するとおりであるが、これは取引履歴を保存していることを前提とする議論であり、本件の認定に影響

するものではない。

オ 以上によれば、被控訴人は、保存義務のある本件取引履歴を「相手方の使用を妨げる目的」をもって破棄したものと認められるところ、貸金業法は、貸金業者にいわゆる17条書面及び18条書面を弁済者に交付すべき旨を定めているが、長期間にわたって貸付けと弁済が繰り返される場合には、特に不注意な債務者でなくても、交付を受けたいわゆる17条書面及び18条書面等を紛失していくことはあり得るものというべきであり、取引履歴が存在しない以上、借主が、当該文書の記載に関して具体的な主張をすること及び当該文書により証明すべき事実を他の証拠により証明することが著しく困難であるというべきである。

そこで、控訴人が本件取引履歴により立証しようとした控訴人の主張を真実と認めることができるかを検討するに、民事訴訟法224条3項は、裁判所は、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができると規定しているのであって、相応の合理性があると認めることのできる主張であればともかく、いかなる主張であっても真実と認めなければならないものではない。そこで、原判決別紙1記載の取引が相応の合理性を持つものとして真実擬制が可能なものといえるかを検討するに、前記認定に係る説示のとおり、控訴人の主張する推計値をもって一つのあり得る合理的な推測といえるのであって、相応の合理性を認めることができる。

したがって、当裁判所は、原判決別紙1記載のとおり取引が存在したものと真実擬制を認めるものである。

なお、被控訴人は、このような真実擬制が認められるとすれば、顧客の主張するがままの取引経緯が裁判上認容されることになり、被控訴人の経営が成り立たなくなる旨主張するが、本件では、控訴人の主張する取引内容が相応の合理性を有することを踏まえて真実擬制を認めているのであって、被控訴人の主張は当を得ていない。」

3 9頁14行目の「別紙2」から同頁15行目の末尾までを次のとおり改める。
「原判決別紙1記載のとおり、平成13年11月16日の時点で、過払金元金1
68万1498円及び過払利息34万7759円が発生している。

なお、被控訴人は、平成22年9月3日、控訴人に対し、原判決より支払が
命じられた過払金127万7037円及び同日までの確定法定利息金66万1
372円を支払った旨主張するが、なお当審における審理対象となっている過
払金40万4461円及び確定法定利息金24万8108円並びに上記過払金
に対する平成13年11月17日から支払済みまでの年5分の割合による法定
利息金の存在に影響するものではない。」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求を一部棄却した原判決は相当でないから、原判決
を変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 岡 久 幸 治

裁判官 三代川 俊 一 郎

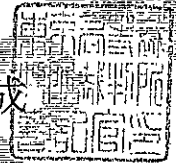
裁判官 佐々木 宗 啓

これは正本である。

平成22年12月15日

東京高等裁判所第 11 民事部

裁判所書記官 五ノ井 善成



平成22年7月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 白間孝和

平成21年(ワ)第540号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年6月1日

判 決

[Redacted]

原 告

[Redacted]

上記訴訟代理人弁護士	瀧	康	暢
同	西	川	穂
同	望	月	子
同	鈴	木	美
同	小	出	加
同訴訟復代理人弁護士	武	川	弓
同	丹	羽	奈 絵

東京都港区赤坂五丁目2番20号

被 告

新生フィナンシャル株式会社

上記代表者代表取締役	梅	田	正 太
上記訴訟代理人弁護士	二	川	裕 之
同	鈴	木	洋 平

主 文

- 1 被告は、原告に対し、137万6688円及びうち127万7037円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

【当事者の求めた裁判】

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、202万9257円及びうち168万1498円に対する平成13年11月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【当事者の主張】

第1 請求原因

1 原被告間の取引について

- (1) 平成5年10月31日から平成13年11月16日までの期間（被告が取引履歴〔甲1〕を開示した期間）の取引について

原告は、利息制限法所定の制限利率（以下、単に「制限利率」という。）を超える利息を支払うとの約定のもとで、被告から、別紙1の「借入」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に借り入れ、「返済」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に返済してきた。

- (2) 昭和60年3月2日から平成5年10月30日までの期間（被告が取引履歴を開示した以前の期間）の取引（推定計算）について

原告は、制限利率を超える利息を支払うとの約定のもとで、被告から、別紙1の「借入」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に借り入れ、「返済」欄記載の金員を同欄に対応する「日付」欄記載の年月日に返済してきた。なお、原被告間の平成5年10月30日以前の取引履歴につ

いては、被告が取引履歴の開示に応じないため、被告から開示された契約書（甲2）の記載及び原告の記憶に基づき、推定計算によって算出している。

すなわち、契約書（甲2）には「昭和63年6月8日契約、限度額30万円、利率32.85パーセント、（返済方式）元利定額リボルビング、返済日毎月4日、返済額毎回1万4000円以上」と記載があり、下段に「（昭和60年3月2日契約、極度額30万円、残高23万3705円の更新）」との記載があるから、これにより、①昭和63年6月8日以降に、毎月4日、毎回1万4000円以上の返済をする原被告間の取引があったこと、②昭和63年6月8日前に23万3705円の貸付残高があったことが認められる。

そして、上記昭和60年3月2日の契約の際、間違いなく30万円の借入はあり、初回契約時から毎月最低でも1万4000円は返済していた。

(3) 証明妨害による真実擬制について

上記推定計算については、証明妨害による真実擬制（民事訴訟法224条2項）が働くことから認められるべきである。すなわち、同条項にいう「相手方の使用を妨げる目的」については、証明妨害による真実擬制の制度が衡平の観念と訴訟上の信義則に立脚している以上、保存義務があり、かつ保存期間を経過していない帳簿類を正当な理由もないのに廃棄したような場合、具体的な妨害意思がなくても、相手方の使用を妨げる目的で文書を廃棄したと評価してよいといえるところ、取引履歴の保存義務には、将来の顧客との計算関係を巡る紛争を防止する目的も含まれているのであるから、取引履歴については、保存期間を経過していたとしても、その廃棄については、将来の顧客からの過払金返還請求に対処する方法として、立証のために取引履歴を使用することを妨げる目的で文書を廃棄したと評価できる。また、平成15年ころには、みなし弁済の立証が物理的にも要件事実的にも極めて困難であることは貸金業界の常識となるに至り、貸金業界では、過払金返還請求を抑制する方法としては、取引履歴の開示を拒否する、あるいは一部しか

開示しないことが最も有効な対策だと認識し、取引履歴の開示請求に激しく抵抗するようになっていたところ、かかる状況のもと、被告も、平成15年に入り、それまで取引当初から取引履歴を開示していた姿勢を突如変更し、取引履歴の一部開示拒否をするに至ったのであるから、被告が、自ら主張するように平成15年の時点で、10年以上前の顧客との取引履歴を一斉に廃棄したのであれば、その目的は、顧客が取引履歴を過払金返還請求の書証として利用し、その請求をすることを妨げることにあるというべきである。

よって、平成5年10月30日以前の取引については、民事訴訟法224条2項により、原告主張の取引を真実と認めるべきである。

2 悪意の受益者について

被告は貸金業者であり、原被告間の取引の経過をすべて把握していたのであるから、制限利率により充当計算を行い過払いが発生する場合には、悪意の受益者として、民法704条に基づく年5分の利息（以下「過払利息」という。）の返還義務を負うというべきである。

3 引き直し計算結果について

上記2に従い、上記1の取引について、制限利率により充当計算を行うと、別紙1のとおり、平成13年11月16日の時点で、過払金元金168万1498円及び過払利息34万7759円が発生している。

4 よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき202万9257円（過払金元金が168万1498円、過払利息が34万7759円）及びうち168万1498円に対する平成13年11月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による過払利息の支払を求める。

第2 請求原因に対する認否等

1 請求原因1（原被告間の取引）について

(1) 同(1)（取引履歴を開示した期間の取引）は認める。

(2) 同(2)（取引履歴を開示した以前の期間の取引に係る推定計算）は否認ない

し争う。なお、被告は、平成5年9月より前の取引履歴を削除しており、保存している原告の取引履歴は平成5年10月以降のものしか存在しない。

(3) 同(3) (証明妨害による真実擬制) は、以下のとおり、否認ないし争う。

ア 被告は、次の(ア)ないし(ウ)の事実経過により、平成15年1月から9月までの間、顧客との取引から10年が経過した取引履歴を消去する方針をとり、この方針に基づいて取引履歴を消去したものであって、被告には、原告の使用を妨げる目的などなかった。

(ア) 被告は、平成14年、取引履歴開示に伴う人的物的負担の軽減、顧客情報の流出防止等の観点から、取引履歴の保存期間につき社内方針を策定することとした。ところで、被告は、顧客とのすべての取引において、いわゆるリボルビング契約 (限度額貸付を定める包括ローン契約) 方式を採用しているところ、かかるリボルビング契約に基づく顧客との取引においては、顧客は最大60回までの分割払いを選択できることから、その取引の多くが基本的に5年間で最終返済日を迎えるものであった。そこで、被告は、個々の契約における原則的に一番長い返済日である5年に、当時の貸金業法施行規則の要請であった最終の返済期日から3年を加えて、金銭消費貸借契約締結日から遅くとも8年間保存すれば、法令上の義務を果たしたことになるとの理解に基づき、(なお、当時、被告は、同規則上の「最終の返済期日」につき、個々の消費貸借契約と同列に、例えば、リボルビング契約が更新等される限り最終の返済期日は到来しないなどといった解釈をとっていなかった。なぜなら、リボルビング契約は、実際には被告からも顧客からも解約されることが殆どなく、自動的に更新されるから、上記のような解釈をとると、貸金業者の保管義務が事実上半永久的なものになってしまうからである。)、さらに、商業帳簿保存義務が10年間とされていることもふまえ (なお、商業帳簿については、当時の商法においても帳簿閉鎖の時から10年間の保存

義務が課されていたものであるが、被告は、貸金業法19条所定の業務帳簿が商業帳簿に該当するとの解釈をとっていなかった。)、取引履歴の保存期間を10年として社内方針を策定することとした。それに際し、被告は、念のため近畿財務局に上記方針の当否について相談をしたが、これに対し、近畿財務局は、上記処理が貸金業法上問題となる可能性がある旨の指摘をしなかった。

(イ) そこで、被告は、平成15年1月1日から、一気に、10年以前の履歴を消去することとした。具体的には、取引データ及び残高データが保存されていたカセットテープ(バックアップ用に2本存在していた。)のうち、倉庫業者により保管されていた1本は、同業者をして物理的に粉砕せしめる方法で廃棄を行い、被告のデータセンターに保管されていたもう1本は、同じく同センターに保管されていた顧客の履歴データが保存されたカセットテープとともに、「イレイザー」という機械により磁気情報を消去した上で物理的に粉砕するか、又は上書きすることにより、消去を行った。また、これらのデータは、上記データセンターのハードディスクにも一旦保存されていたが、取引データと残高データは常に13か月経過すると順次自動的に消去されるようにプログラムされているので問題は生じず、履歴データは上書きの方法により全て消去した。

そして、平成15年1月1日以降は、各取引履歴が10年を経過するとともに、10年前の該当月の履歴ごとに消去することとし、平成15年1月、顧客の重要情報についての機密抹消処理等の業務を行う株式会社ワンビシアーカイブズとの間で、データデリート(データ削除)処理業務を委託する基本契約を締結した上、同月から同年10月まで毎月、同社に対し、取引履歴を記録したカセット式カートリッジテープのデータ消去を委託した(ただし、後記(ウ)の事情から、同年10月の委託は後にキャンセルした。))。

